

別 紙

『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務 仕様書

1 業務名

『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務

2 事業概要

『「光」と「食」のわくわくフェスタ』は、来場者に「光」をテーマとした体験型デジタルコンテンツ等で楽しんでいただくとともに、キッチンカーによる「食」を提供することで、子どもから大人まで幅広い世代の方にご来場いただき、新市誕生20周年をお祝いする機運の醸成を図るとともに、まちの賑わいを創出しようとするもの。

3 業務内容

事業の内、受託者は以下の業務について企画提案し、必要な機材等の提供及び運営に係る助言を行うこと。ただし、それぞれの条件を満たすことを必須とする。

(1) 体験型デジタルコンテンツ等

ア テーマである「光」を取り入れたコンテンツ等

イ 子どもから大人まで幅広い世代の者が参加、体験できるコンテンツ等

ウ ARやVR等のデジタル技術を活用したコンテンツ等

エ 光を活用した賑わいの演出等

オ 楽しみながらも、学びや成長等につながる要素を取り入れる等の工夫を求め
る

(2) ポスター及びチラシデザイン

イベント周知のためのポスター及びチラシデザインの提案

ア ポスターはA2版、チラシはA4版による印刷を想定した視認性の良いデザインとすること

イ デザインデータはPDFデータ及び編集可能（イラストレーター等）なデータをCD-ROM又はDVD-ROM等に収納して2式納品すること。

ウ デザインデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は本市に帰属するものとする。

(3) 開幕セレモニー

開催初日の開幕前に実施する、本事業の趣旨にふさわしいセレモニーの提案を行うこと。なお、セレモニーは市長の出席を前提とすること。

4 開催期間及び会場

(1) 開催期間

令和6年8月18日(日)から令和6年8月24日(土)までの午前10時から午後8時まで(7日間)

(2) 開催会場

光市地域づくり支援センター(島田四丁目14番3号)

業務対象:地域づくり推進課及び生涯学習センター事務室、会議室、教養文化室、倉庫、控室、空調機械室を除く全館。ただし、対象全ての使用を必須とするものではない。(別紙平面図参照)

5 業務委託期間及び納入期限等

(1) 委託期間

契約締結日から令和6年8月31日まで

(2) 納入期限及び納入場所

ア 3(1)については開催前日までに設置及び調整すること。

イ 3(2)及び(3)については令和6年7月5日まで

(ア) 納入場所

光市経済部観光・シティプロモーション推進課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

6 留意事項

(1) 想定されるスケジュールを明示すること。ただし、不測の事態が生じた場合は、スケジュールの変更及び本事業にかかる契約の履行について委託者と協議の上定めるものとする。

(2) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、本業務の開始から完了までの間、業務経過内容全般を把握している担当者を置き、必要に応じた連絡調整を行うこと。

(3) 本仕様書以外でも創意を凝らした提案があれば積極的に提案すること。

(4) 受託者は、関係法令や条例等を遵守すること。

(5) 再委託する場合は、あらかじめ本市に申し出を行い、承諾を得なければならない。

(6) 本業務の履行に際し使用する画像等の著作権、使用权等の権利については、受託者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

(7) 受託者は、本業務の履行に際し他人に損害を与えた場合は、直ちに市に報告するとともに、その責任において速やかに弁償及び信頼の回復に努めるものとする。

(8) 本業務の履行中、受託者の責任に帰すべき理由によるコンテンツ等の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める調整、修繕、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (9) この仕様書に記載されていない事項については、双方誠意を持って協議し、決定するものとする。
- (10) 本業務により知り得た情報等については、本市の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。